

● 大津市介護予防・日常生活支援総合事業 サービスコード表【令和8年6月1日以降用】

【色分けルール】・水色→新設 黄色→変更 灰色→廃止

1. 訪問型サービス【サービス名称：介護予防訪問介護相当サービス、サービス種別コード：A2(訪問型サービス(独自))】

サービスコード		サービス内容(略称)	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	1321	訪問型独自サービス13	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える必要がある場合	3,727	1月につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月あたりの回数を定める場合 ※1月につき、3,727単位の 範囲内で算定	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合(事業対象者、要支援1・2)	287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合 (事業対象者、要支援1・2)	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 220			
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二) 所要時間45分以上の場合				
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合(事業対象者、要支援1・2 20分未満)	163			
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える必要がある場合	所定単位数の1%減算	-37	1月につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合(事業対象者、要支援1・2)	所定単位数の1%減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2) 生活援助が中心である場合 (事業対象者、要支援1・2)	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 所定単位数の1%減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二) 所要時間45分以上の場合 所定単位数の1%減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合(事業対象者、要支援1・2 20分未満)	所定単位数の1%減算	-2	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える必要がある場合	所定単位数の1%減算	-37	1月につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合(事業対象者、要支援1・2)	所定単位数の1%減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2) 生活援助が中心である場合 (事業対象者、要支援1・2)	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 所定単位数の1%減算	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二) 所要時間45分以上の場合 所定単位数の1%減算	-2		
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合(事業対象者、要支援1・2 20分未満)	所定単位数の1%減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算			
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1回につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算			
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50		1回につき

A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( I )イ	所定単位数の270/1000加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		(2) 介護職員処遇改善加算( I )ロ	所定単位数の287/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		(3) 介護職員処遇改善加算( II )イ	所定単位数の249/1000加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		(4) 介護職員処遇改善加算( II )ロ	所定単位数の266/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(5) 介護職員処遇改善加算( III )	所定単位数の207/1000加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(6) 介護職員処遇改善加算( IV )	所定単位数の170/1000加算		